

介護保険課からの連絡事項(令和4年5月居宅介護支援事業部会)

1. 負担限度額認定申請の年度更新手続きについて

令和3年度の負担限度額認定者(本人)については、6月中旬に令和4年度更新分の勧奨通知を送付いたします。新年度分の受付は6月16日(木)から開始します。6月中旬から7月末の申請は、令和3年度・令和4年度分が混在しますので、ご注意ください。

≪添付資料≫ 資料① 負担限度額認定の年度更新手続きについて

2. 介護保険負担割合証の発送について

介護保険の認定をお持ちの皆様へ、令和4年8月1日からの負担割合を記載した介護保険負担割合証を7月中旬に発送する予定としております。

3. 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い(要介護認定の12ヶ月延長)について

更新の方の新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いは、今年度も引き続き行っています。前回この取扱いにより、認定の有効期間の12ヶ月延長を行った方につきましても、訪問調査の受け入れが困難な方については、再度延長することが可能です。

4. 介護認定調査の場所及び時期について

≪添付資料≫ 資料② 介護認定調査の場所及び時期について

5. 住宅改修・福祉用具貸与におけるリハビリテーション専門職関与による介護給付適正化の取組について

≪添付資料≫

- ・資料③ 令和3年度 住宅改修・福祉用具貸与におけるリハビリテーション専門職関与による介護給付適正化の取組について(報告)
- ・資料④ 令和4年度 住宅改修・福祉用具貸与におけるリハビリテーション専門職関与による介護給付適正化の取組について

6. 福祉用具購入の購入対象種目の追加について

≪添付資料≫

- ・資料⑤ 福祉用具購入の購入対象種目の追加について

7.その他

《添付資料》

・資料⑥ 山口市内の統計資料(高齢者数、高齢化率、認定・受給状況)